

変更契約情報

26-58-2

請 負 人		(株)吉田組東北支店	
工 事 (業 務) 名		23年災熊沢漁港ほか4漁港災害復旧工事	
項 目		原 (当初) 請負契約の内容	現請負契約の内容
変 更 前	請 負 代 金 額	1,376,244,000円	1,454,377,680円
	契 約 締 結 年 月 日	平成26年7月7日	平成27年6月24日
	工 期 (履 行 期 間)	平成26年7月8日から 平成28年3月31日まで	平成26年7月8日から 平成28年3月31日まで
変 更 後	変 更 後 請 負 代 金 額	1,311,707,520円	減額142,670,160円
	変 更 契 約 締 結 年 月 日	平成28年2月26日	
	工 期 (履 行 期 間)	平成26年7月8日から平成28年3月31日まで	
変 更 内 容		<p>1. 熊沢漁港船揚場(11)について、施工途中に地元漁業者との再協議により、復旧方法を見直す必要性が生じた。復旧方法の検討に時間を要することから、排水工やその他工種を減工する。</p> <p>2. 熊沢漁港について、船揚場の減工に伴い、隣接する施設についても構造を変更する。</p> <p>3. 熊沢漁港の1号護岸の本土工について、請負業者と協議した結果、鋼製型枠での施工が可能であるとの判断から、鋼製型枠での施工へ変更する。また、当初の計画では階段部より起点側については復旧しないとしていたが、沈下分だけの嵩上げ復旧を行うよう変更する。</p> <p>4. 羽坂漁港の羽坂防波堤について、当初は海上からの施工としていたが、陸上からの施工が可能であるため、陸上施工へ変更する。</p> <p>5. 羽坂漁港船揚場について、張ブロック・先端根固ブロックは全て新規製作で行うこととしていたが、流用可能なものは流用して施工するよう変更する。</p> <p>6. 小島漁港の防波堤1、船揚場、護岸、背後用地、明神漁港の防波堤3、船揚場、物揚場1、背後用地について、防潮堤復旧計画が確定した為、重複する部分について、手戻り工事とならないよう減工する。</p> <p>7. 小島漁港船揚場の波受け排水路について、地元漁業者と協議した結果、復旧する必要性がないとのことから減工する。</p> <p>8. 明神漁港物揚場1の護岸区間については、低平地の復旧計画により排水路の位置が変更となることが判明したため、経済性や施工性を考慮し、前面腹付による復旧断面へ変更する。</p>	